

広島県告示第八百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百三十四号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

呉市豊浜町山崎地先

(2) 区域

次の一ア、アイ、イニを結んだ三直線以西の防波堤及び護岸と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 一 呉市豊浜町豊島山崎漁港東側埋立地防波堤突端

〃 二 呉市豊浜町豊島親水公園埋立地北端

ア 一 から三角島長崎鼻を見通す線上二十メートルの所

イ 二 から三角島カメンドの鼻を見通す線上二十メートルの所

六 地元地区

呉市豊浜町